（第１）　※収支報告書は、提出されたものがそのままインターネット上において公表されます。

千葉県選挙管理委員会 28.5.31 千選管第　号

収支報告書（平成27年分）

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分	
□ 政党の支部	□ 政党
☑ その他の政治団体（後援会等）	□ 政治資金団体
□ その他の政治団体の支部	□ 政治資金規正法第18条の2第１項の規定による政治団体

（ふりがな）（おくのそういちろうこうえんかい）

1 政治団体の名称　おくの総一郎後援会

2 主たる事務所の所在地　千葉県佐倉市西志津1-20-4

3 代表者の氏名　奥野 總一郎

4 会計責任者の氏名　中野あかね

活動区域の区分	
□	２以上の都道府県の区域等
☑	同一の都道府県の区域内

問合せ先

（担当者）中野あかね

（電話）043-461-8629

【留意事項】
国会議員関係政治団体については，1万円を超える支出を記載し，コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお，すべての領収書を保管すること。

国会議員関係政治団体の区分
（政治資金規正法第１９条の７第１項）
☑ 第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 第２号に係る国会議員関係政治団体
・公職の候補者の氏名　奥野總一郎
・公職の種類　衆議院議員（現職）（該当する方に○→）
・国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
☑ 1年を通じて適用
□ 対象年の途中での適用の異動あり
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで

資金管理団体の指定の有無	
□	無
☑	有
（以下　指定「有」の場合のみ記載）	
・公職の種類（該当する方に○→）	衆議院議員（現職）
・資金管理団体の届出をした者の氏名	奥野總一郎
・資金管理団体の指定の期間	
☑ 1年を通じて適用	
□ 対象年の途中での適用の異動あり	
（「異動あり」の場合のみ以下を記入）	
平成　年　月　日から平成　年　月　日まで	

注意
（1）この表紙に記載する内容は、問合せ先の欄を除き、政治団体に関して届出た内容と一致すること。
（2）記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
（3）提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。

（下欄は選挙管理委員会が記載。政治団体は何も記載しないこと）

団体コード	年分	届出年月日	翌年への繰越金
365700	27	28.05.31	1,442,298

収　支　の　状　況

全団体必要

（その２）

注意：収支がない団体にあっても、本表と表（その17）及び表（その20）宣誓書は提出しなければならない。

１．収支の総括表

				十億	百万	千	円
(1) 収入総額（①＋②）	0	1	0		14	583	577
①（前年からの繰越額）	0	2	0		2	768	597
②（本年の収入額＝A＋B＋C＋D＋E＋F＋G）	0	3	0		11	814	980
(2) 支出総額（表(その13-1)の合計額）	0	4	0		13	141	279
(3) 翌年への繰越額（(1)－(2)）	0	5	0		1	442	298

※収支がない場合であっても、０１０～０５０の欄にはすべて記入すること。

２．収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

				十億	百万	千	円
金額 A	0	6	0			361	000
員数	0	7	0				351

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	行番			金額 十億	百万	千	円	備考
(ｱ) 個人からの寄附	0	8	0			821	980	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
〔うち特定寄附〕	0	9	0				0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0				0	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ｳ) 政治団体からの寄附	1	1	0				0	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小計（ア）＋（イ）＋（ウ）	1	2	0			821	980	080～110の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕	1	3	0				0	内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0				0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合計 B（ア＋イ）	1	5	0			821	980	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

（その３－１）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーを除く）

			事業の種類	金額 十億	百万	千	円	備考
			奥野総一郎総辰会勉強会会費			280,	000	
			おくの総一郎後援会懇親会会費			170,	000	
			おくの総一郎後援会勉強会懇親会			202,	000	
8	0	0	この頁の小計			652,	000	
9	0	0	合計 C			652,	000	

→ この欄には何も記入しないこと。（以下同じ）

注意(1)政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「○○紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「○○会会費」、その他の事業にあっては「その他催物事業」と記載すること。
(2)政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表(その3-2)へ記載すること。

（その３－２）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティー）

			政治資金パーティーの名称	金額				開催年月日	開催場所（所在地及び施設名）
				十億	百万	千	円		
			おくの総一郎後援会		1	960,	000	H27.3.28	千葉市若葉区若松町1-1　ラ・クッチーナハナ
			奥野総一郎総辰会勉強会		3	190,	000	H27.5.29	千葉市中央区中央港1-28-6　Ocean table
			おくの総一郎君を育てる会		3	260,	000	H27.10.20	東京都港区芝公園」2-5-20　メルパルク東京
			おくの総一郎君を支える会		1	570,	000	H27.10.21	東京都千代田区平河町2-4-3　ルポール麹町
8	0	0	この頁の小計		9	980,	000	／	
9	0	0	合計 D		9	980,	000	／	

注意(1)収入金額が1,000万円以上の政治資金パーティー（特定パーティー）については、本表のほか表(その10)も提出すること。

(2)20万円超の購入者がいる場合には、表(その11-1)～(その11-3)にその内容を記載すること。
また、あっせんによって20万円超の収入（売上）を集めた者がいる場合には、表(その12-1)～(その12-3)にあっせんの内容を記載すること。

（その７－１）　個　人

（7）寄附の内訳（個人）			寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円	年月日	寄附者の区分 個人 住所	職業	備考
			南雲克己			59,	980		千葉市若葉区大宮町1303-12	無職	
						29,	990	H27.3.18			
						29,	990	H27.11.4			
			遠藤昭			50,	000	H27.3.27	千葉県我孫子市久寺家1-24-1	弁護士	
			福原大友			50,	000	H27.5.1	千葉県佐倉市山王2-36-8	無職	
			園田小次郎			100,	000	H27.5.25	千葉県佐倉市山崎354-1	弁護士	
8	0	0	この頁の小計			259,	980				
8	1	0	その他の寄附			562,	000	→ ※ 下記注意(1)参照。			
9	0	0	合計			821,	980	→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。			

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。
(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に (特) と記載すること。

（その11-3）　政 治 団 体

(11)政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	おくの総一郎後援会
	対価の支払をした者の区分	政　治　団　体

			対価の支払をした団体の名称	金額（十億 / 百万 / 千 / 円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			郵政政策研究会	1,000,000	H27.4.8	東京都港区六本木1-7-27	大澤誠	
8	0	0	この頁の小計	1,000,000				
9	0	0	合計	1,000,000				

注意．対価の支払いが20万円超の政治団体がある場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

(その11-3)　政 治 団 体

(11)政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	おくの総一郎総辰会勉強会
	対価の支払をした者の区分	政　治　団　体

			対価の支払をした団体の名称	金額 十億	百万	千	円	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			郵政政策研究会		1,	000,	000	H27.5.7	東京都港区六本木1-7-27	大澤誠	
8	0	0	この頁の小計		1,	000,	000				
9	0	0	合計		1	000	000				

注意．対価の支払いが20万円超の政治団体がある場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

（その11-3）　政 治 団 体

(11)政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳	政治資金パーティーの名称	おくの総一郎君を育てる会
	対価の支払をした者の区分	政　治　団　体

			対価の支払をした団体の名称	金額（十億／百万／千／円）	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
			郵政政策研究会	1,000,000	H27.9.28	東京都港区六本木1-7-27	大澤誠	
8	0	0	この頁の小計	1,000,000				
9	0	0	合計	1,000,000				

注意．対価の支払いが20万円超の政治団体がある場合に、パーティーごとに別葉にして記載すること。

（その13-1）

３．支出項目別金額の内訳

（１）支出の総括表

項目					金額	備考
1 経常経費					十億 百万 千 円	
	(1) 人件費	0	1	0	5,465,800	
	(2) 光熱水費	0	2	0	0	
	(3) 備品・消耗品費	0	3	0	1,043,861	／
	(4) 事務所費	0	4	0	815,294	／
	小計 ((1)～(4))	8	0	0	7,324,955	／
2 政治活動費					16 十億 百万 千 円	
	(1) 組織活動費	0	5	0	1,284,863	／
	(2) 選挙関係費	0	6	0	38,620	／
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	0	7	0	3,731,356	／
	（内訳）ア 機関紙誌の発行事業費	0	8	0	0	
	（内訳）イ 宣伝事業費	0	9	0	0	
	（内訳）ウ 政治資金パーティー開催事業費	1	0	0	3,061,058	／
	（内訳）エ その他の事業費	1	1	0	670,298	／
	(4) 調査研究費	1	2	0	41,485	／
	(5) 寄附・交付金	1	3	0	720,000	／
	(6) その他の経費	1	4	0	0	
	小計 ((1)～(6))	8	0	1	5,816,324	／ うち本部・支部間の交付金合計 円
合計		9	0	0	13,141,279	／

←(080)行から(110)行の合計を、(070)行に記載すること

←(800)行と(801)行の合計を記載すること

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、（その16）を添付すること。

注意　支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること（詳細は表（その14）、（その15-1）及び（その15-2）の注意書きを参照。

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書（その14）	政治活動費内訳書（その15-1）	政治活動費内訳書（その15-2）
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	必要	必要	政治資金パーティーを開催した場合に必要
上記以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）	1件5万円以上の支出「コピー機により複写した領収書の写し」が必要	不要 ※資金管理団体は必要		

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
コピー機パフォーマンスチャージ			18	615	H27.1.9	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
コピー機パフォーマンスチャージ			10	210	H27.2.25	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
コピー機パフォーマンスチャージ			16	040	H27.3.16	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
コピー機パフォーマンスチャージ			33	838	H27.4.28	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
コピー機パフォーマンスチャージ			17	580	H27.5.25	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
コピー機パフォーマンスチャージ			18	082	H27.6.29	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
コピー機パフォーマンスチャージ			24	201	H27.7.29	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
コピー機パフォーマンスチャージ			27	984	H27.8.27	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
コピー機パフォーマンスチャージ			10	809	H27.10.7	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
コピー機パフォーマンスチャージ			15	138	H27.10.31	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
コピー機パフォーマンスチャージ			14	472	H27.12.2	リコージャパン㈱	東京都中央区銀座8-13-1	
コピー機リース			12	960	H27.11.25	リコーリース㈱	東京都江東区東雲1-7-12	
事務用品			35	647	H27.2.10	㈲南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
この頁の小計			255	576				
その他の支出								
合計								

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-2）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳						項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあってはその名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務用品			18	235	H27.3.10	㈲南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
事務用品			21	276	H27.4.28	㈲南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
事務用品			51	291	H27.6.30	㈲南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
事務用品			72	857	H27.7.15	㈲南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
事務用品			37	890	H27.8.20	㈲南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
事務用品			22	903	H27.9.11	㈲南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
事務用品			21	631	H27.10.30	㈲南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
事務用品			23	402	H27.11.10	㈲南信堂	東京都千代田区九段南3-7-7	
パソコンソフトライセンス			28	080	H27.6.12	㈲アドプレス	東京都渋谷区西原2-1-2	
液晶テレビ			27	860	H27.6.12	㈱ヨドバシカメラ	東京都新宿区北新宿3-20-1	
この頁の小計			325	425				
その他の支出			462	860				
合計		1	043	861				

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費	
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額（十億 百万 千 円）	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
事務所家賃	15,000	H27.1.30	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃	15,000	H27.2.27	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃	15,000	H27.3.31	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃	15,000	H27.4.28	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃	15,000	H27.5.29	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃	15,000	H27.6.30	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃	15,000	H27.7.31	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃	15,000	H27.8.31	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃	15,000	H27.9.30	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃	15,000	H27.10.30	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃	15,000	H27.11.30	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
事務所家賃	15,000	H27.12.28	民主党千葉県第９区総支部	千葉県佐倉市西志津1-20-4	
政治資金監査	108,000	H27.6.30	森嶋康長	千葉県船橋市湊町2-1-2	
この頁の小計	288,000				
その他の支出					
合計					

※ １件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意 (1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」 とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3) ①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その14-3）

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

（2） 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分	事務所費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
電話料金			12,	204	H27.7.1	ＮＴＴファイナンス㈱	千葉市中央区新町1000	
切手			25,	700	H27.2.24	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送			17,	968	H27.3.16	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
切手			11,	730	H27.5.14	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送			10,	786	H27.7.31	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送			11,	524	H27.8.27	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
切手			12,	300	H27.10.9	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送			34,	144	H27.11.24	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送			25,	624	H27.11.24	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
レンタカー			26,	136	H27.10.8	ニッポンレンタカー勝田台営業所	千葉県佐倉市井野1511-10	
この頁の小計			188,	116				
その他の支出			339,	178				
合計			815,	294				

※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)経常経費（人件費を除く。）の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。
(2)項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」　とし、それぞれ別葉として作成すること。
(3)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(4)領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(5)金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15-1)

↓該当する項目に必ず○をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

（２） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①．組織活動費　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　渉外費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
小西洋之国政報告会会費			15,	000	H27.7.19	小西ひろゆき後援会	千葉市中央区本町2-2-6	
谷田川はじめ講演会・パーティ会費			20,	000	H27.11.23	谷田川はじめ講演会・パーティ事務局	千葉県香取市佐原口2164-2	
この頁の小計			35,	000				
その他の支出			912,	400				
合計			947,	400				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） ①組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　組織対策費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあってはその名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			337	463				
合計			337	463				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　　5．その他の事業費 ②．選挙関係費　　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 郵送費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			38	620				
合計			38	620				

→※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　⑤．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 奥野総一郎総辰会勉強会

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場費			285	984	H27.9.1	波奈本店	千葉市中央区弁天1-34-1	
この頁の小計			285	984				
その他の支出				0				
合計			285	984				

→※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　⑤．その他の事業費 ２．選挙関係費　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 おくの総一郎後援会懇親会

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
BBQガス使用量			13,	012	H27.10.3	えちごや酒店	千葉県習志野市東習志野5-29-1	
BBQ料金			147,	200	H27.10.4	印旛沼サンセットヒルズ飯野台観光施設	千葉県佐倉市飯野町27	
この頁の小計			160,	212				
その他の支出			8,	592				
合計			168,	804				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1．組織活動費　⑤．その他の事業費 2．選挙関係費　6．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 おくの総一郎後援会勉強会懇親会

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
講師料			100	000	H27.11.8	高野孟	千葉県鴨川市金束97	
会場費			16	660	H27.11.8	公益財団法人四街道市地域振興財団	千葉県四街道市大日396	
軽食ケータリング			98	850	H27.11.8	㈱清島食品	東京都小平市小川町1-365-1	
この頁の小計			215	510				
その他の支出				0				
合計			215	510				

→※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

(その15-1)　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（2） 政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） 1. 組織活動費　5．その他の事業費 2．選挙関係費　⑥．調査研究費 3．機関紙誌の発行事業費　7．寄附・交付金 4．宣伝事業費　8．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 （　研修会費　）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあってはその名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
研修会場費			21,	600	H27.5.4	日本土地改良㈱	千葉県長生郡長柄町上野521-4	
この頁の小計			21,	600				
その他の支出			1,	320				
合計			22,	920				

→※　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　⑥．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　７．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 書籍購入費

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計				0				
その他の支出			18	565				
合計			18	565				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表(その15-2)へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 寄附金

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附金			30,	000	H27. 1. 28	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附金			30,	000	H27. 2. 27	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附金			30,	000	H27. 4. 1	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附金			30,	000	H27. 4. 27	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附金			30,	000	H27. 6. 1	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附金			30,	000	H27. 6. 29	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附金			30,	000	H27. 7. 31	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附金			30,	000	H27. 8. 27	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附金			30,	000	H27. 10. 6	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附金			30,	000	H27. 10. 30	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附金			30,	000	H27. 11. 30	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
寄附金			30,	000	H27. 12. 28	すずき陽介を育てる会	千葉県四街道市和良比915-3	
この頁の小計			360,	000				
その他の支出				0				
合計								

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-1）　　↓該当する項目に必ず○をすること　　↓該当する分類を必ず記入すること

（２）　政治活動費の内訳	項目別区分	（該当する項目に○） １．組織活動費　　５．その他の事業費 ２．選挙関係費　　６．調査研究費 ３．機関紙誌の発行事業費　　⑦．寄附・交付金 ４．宣伝事業費　　８．その他の経費	項目別区分小分類	（その13-2）注意事項のうち、項目別区分（小分類）例を参考に記入 寄附金

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所 （団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附金			30	000	H27.1.30	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附金			30	000	H27.2.27	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附金			30	000	H27.4.1	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附金			30	000	H27.4.28	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附金			30	000	H27.6.2	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附金			30	000	H27.6.30	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附金			30	000	H27.7.31	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附金			30	000	H27.8.28	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附金			30	000	H27.9.30	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附金			30	000	H27.10.30	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附金			30	000	H27.11.30	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
寄附金			30	000	H27.12.30	高木だいすけ後援会	千葉県佐倉市上志津1599-6	
この頁の小計			360	000				
その他の支出				0				
合計			720	000				

→※　１件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：１万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：５万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

注意　(1)　政治活動費の支出があれば、必ず本表の提出が必要である。ただし、政治資金パーティー開催事業費については、表（その15-2）へ記載すること。
(2)　①国会議員関係政治団体：１件当たりの金額が１万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：１件当たりの金額が５万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第８号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第８号様式の２）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
(5)　項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。

（その15-2）

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分 政治資金パーティー開催事業費（パーティーの名称：奥野総一郎後援会）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあってはその名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
会場費			300	000	H27.3.28	ラ・クッチーナハナ	千葉市若葉区若松町1-1	
チケット一式印刷			64	800	H27.3.31	オダカ印刷	千葉市中央区登戸2-12-13	
この頁の小計			364	800				
その他の支出				0				
900 合計								

※1　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

※2　複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

注意　(1)　本表には、政治資金パーティー開催事業費について、パーティーごとに別葉にして記載すること。（同名のパーティーでも開催日が異なる場合は別葉とすること。）
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その15-2）

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分	政治資金パーティー開催事業費（パーティーの名称： 奥野総一郎総辰会勉強会 ）

支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあってはその名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
案内状印刷	75,600円	H27.4.30	オダカ印刷	千葉市中央区登戸2-12-13	
郵送料	11,550	H27.4.30	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料	17,017	H27.4.30	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料	13,524	H27.4.30	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料	40,299	H27.4.30	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
郵送料	18,456	H27.5.1	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
会場費	1,045,000	H27.5.29	Ocean table	千葉市中央区中央港1-28-6	
撮影代	20,000	H27.6.8	加瀬利彦写真事務所	千葉市中央区新宿1-5-29	
この頁の小計	1,241,446				
その他の支出	18,865				
900 合計					

※1　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

※2　複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

注意　(1)　本表には、政治資金パーティー開催事業費について、パーティーごとに別葉にして記載すること。（同名のパーティーでも開催日が異なる場合は別葉とすること。）
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その15-2)

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分 政治資金パーティー開催事業費（パーティーの名称： おくの総一郎君を育てる会 ）						
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億	百万	千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあってはその名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
郵送料			23,383	H27.9.25	日本郵便㈱	東京都千代田区霞が関1-3-2	
案内状一式作成			75,600	H27.9.30	オダカ印刷	千葉市中央区登戸2-12-13	
名入懐中電灯			72,630	H27.10.20	㈱エニシル	東京都港区新橋6-1-11	
会場費			474,896	H27.11.5	メルパルク東京	東京都港区芝公園2-5-20	
この頁の小計			646,509				
その他の支出			0				
900 合計							

※1 1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

※2 複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

注意 (1) 本表には、政治資金パーティー開催事業費について、パーティーごとに別葉にして記載すること。（同名のパーティーでも開催日が異なる場合は別葉とすること。）
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

（その15-2）

（3） 政治活動費の内訳	項目別区分 政治資金パーティー開催事業費（パーティーの名称：おくの総一郎君を支える会）					
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考	
チケット一式	101,050	H27.9.18	大槻デザイニング㈱	東京都江東区牡丹3-28-1		
講師謝礼	100,000	H27.10.21	星浩	神奈川県川崎市麻生区五力田1-5-5		
司会料	20,000	H27.10.21	王麗華	東京都新宿区西新宿4-8-4-706		
会場費	497,872	H27.11.26	ルポール麹町	東京都千代田区平河町2-4-3		
講師著書	70,516	H27.12.28	㈱朝日新聞出版	東京都中央区築地5-3-2		
この頁の小計	789,438					
その他の支出	0					
900 合計	3,061,058					

※1　1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体：1万円以下、それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：5万円未満の支出は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

※2　複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。

注意　(1)　本表には、政治資金パーティー開催事業費について、パーティーごとに別葉にして記載すること。（同名のパーティーでも開催日が異なる場合は別葉とすること。）
(2)　①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
②それ以外の政治団体（政党・資金管理団体・後援会等）：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
(3)　領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書（別添第8号様式）」を提出すること。
(4)　金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書（別添第8号様式の2）」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その17)

資　産　等　の　状　況

全団体必要

1　資産等の総括表

資産等の有無						
資産等の項目別区分	14		16	有 ※注(3)参照 88	無	備考
ア　土地	0	1	0	□	☑	
イ　建物	0	2	0	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	□	☑	
オ　預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	□	☑	
カ　金銭信託	0	6	0	□	☑	
キ　有価証券	0	7	0	□	☑	
ク　出資による権利	0	8	0	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	□	☑	

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

（その20）

全団体必要

宣　　誓　　書

添　付　書　類（別添のとおり）

☑ 領収書等の写し

☑ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 **28** 年 **5** 月 **23** 日

政治団体の名称　**おくの総一郎後援会**

会計責任者の氏名　**中野 あかね**　㊞

（以下は解散届提出時のみ記入）

（代表者の氏名　　㊞）

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

平成２８年５月２３日

おくの総一郎後援会
代表　奥野　總一郎　　殿

登録政治資金監査人
森嶋　康長

登録番号　第 2586 号
研修終了年月日　平成２１年　6 月 29 日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、おくの総一郎後援会の平成２７年１月１日から平成２７年１２月３１日までの法第 12 条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、おくの総一郎後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出がないため該当なし。

３　業務制限

おくの総一郎後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、おくの総一郎後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上